

普通財産一般競争入札に関する公告

石岡市普通財産の売払いに係る条件付き一般競争入札について施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年1月13日

石岡市長 谷 島 洋 司

1 物件

番号	物件の所在地	公簿地目	実測地積	最低売払価格	備考
1	石岡市 三村字小別当5903番3	水道用地	741.41m ²	2,661,000円	—

2 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当するものは、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員。

(2) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当する者並びに同条2項各号のいずれかに該当する者で、各号に該当する事実があった日から3年が経過していない者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は売払財産を暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者。また、個人が、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

(5) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者。

(6) 次のいずれかに該当する者でないこと

- ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

- ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者。

- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

- ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者。

- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売扱財産を当該団体の事務所又は活動の用に供しようとする者。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者。

(9) 前記(4)～(8)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

(10) 日本語を完全に理解できない者。

(11) 石岡市が定める石岡市インターネット公有財産売却システムガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定めるKSI官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができない者。

(12) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していない者。

(13) 「3 申込方法」によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者。

(14) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営住宅使用料、下水道受益者負担金・使用料、農業集落排水事業分担金・使用料、水道料金その他料金を滞納している者。

(15) 提出書類に不備又は不正のある者。

3 申込方法

この一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申し込みなどを行った後、石岡市公式ホームページ（<https://www.city.ishioka.lg.jp>）及び公有財産売却システムの記載に従い、所定の書

面を添えて本申し込みを行うこと。

(1) 仮申し込み。

令和8年1月14日（水） 午後1時から

令和8年2月3日（火） 午後2時まで

(2) 本申し込み。

仮申し込み手続きを完了した後、所定の申込書を含む参加資格必要書類を郵送又は持参により提出（郵送の場合は、簡易書留等を利用し参加申込締切3日前（閉庁日を除く）必着）し、入札保証金を納付して一般競争入札への参加を申し込みすること。必要な様式は石岡市公式ホームページに記載しています。（本申込の手続きが完了しなければ入札に参加できないので注意すること。）

①申込期間

令和8年1月14日（水）から令和8年2月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

いずれも午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。（郵送の場合は、簡易書留等を利用し参加申込締切3日前（閉庁日を除く）必着）

(3) 入札保証金の納付。

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は予定価格（最低売却価格）の100分の10の金額とする。

② 入札保証金は、銀行振込及び持参のみとし、クレジットカードで納付することはできない。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

④ 落札者が、石岡市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は石岡市に帰属する。

4 入札場所

紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上

5 入札期間

令和8年2月17日（火） 午後1時から

令和8年2月24日（火） 午後1時まで

6 入札の方法

- (1) 「3 申込方法」の(1)から(3)のすべての手続きを、石岡市が定める期日までに完了した者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上で入札価格を登録すること。
- (2) 入札価格の登録（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取り消しや変更はできない。
- (3) K S I 官公庁オークションのシステム以外の方法による入札（郵便等や持参等による入札書の提出等）は認めない。
- (4) 入札に参加する資格がない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者が行った入札、並びに市ガイドラインに記載する参加条件を満たさない者の入札や、その他関係法令・条例等に違反した者の入札は無効とする。

7 落札者の決定

- (1) 令和8年2月24日（火）午後1時以降にK S I 官公庁オークション上で開札を行う。
- (2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定価格とし、その入札金額で入札したものを落札者とする。
- (3) 最高価格で入札したものが複数いる場合は、オークションシステム上のくじ（自動抽選）で落札者を決定する。
- (4) 物件ごとに落札者のログインID及び売却決定金額をK S I 官公庁オークション上に公開する。

8 契約保証金

落札者は、落札の決定後に契約保証金を納付する。契約保証金は、予定価格の100分の10の金額とし、落札者の納付した入札保証金を、公有財産売却一般競争入札参加申込書に基づき全額契約保証金に充当する。

9 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が市の決定した期限内に売買契約を締結しないときは、落札者の入札保証金は、市に帰属するものとする。

10 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年3月2日（月）午後5時までに売買契約書により契約を締結しなければならない。
- (2) 落札者が上記の契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、契約保証金は石岡市に帰属する。

11 売払代金の残金の納付

- (1) 契約を締結した者は、契約締結の日から30日以内に石岡市が指定する時間及び方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (2) 納付期限までに納付が確認できない場合は、契約保証金は損害金として石岡市に帰属する。
- (3) 売払代金の残金（納付する金額）は、落札価額から契約保証金を差し引いた金額とする。

12 現地説明の日時及び場所

現地説明は、実施しない。

13 所有权の移転及び物件の引渡し

所有権移転の登記は、石岡市が嘱託により行うものとする。なお、登記に要する登録免許税その他の費用は、落札者の負担とする。

14 その他

- (1) この入札に参加を希望する者は、市ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める売却システムに関する利用規約に承諾し、遵守しなければならない。

- (2) 売却システムの利用できる時間は、紀尾井町戦略研究所株式会社がサービスを提供している時間とし、システムメンテナンスなどの時間を除きます。
- (3) 参加申し込み開始後に、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、石岡市は損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。
- (4) 入札及び契約に関する事務を担当する部局。

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目 1 番地 1

石岡市 財務部 ふるさと納税・財産活用課

TEL : 0299-23-1111 E-Mail : furusato-zaisan@city.ishioka.lg.jp